

受動喫煙対策が進んでいます！

# 2020年4月1日から 飲食店を含むほとんどの施設が 原則屋内禁煙になります

(健康増進法の一部を改正する法律による)

(例)

屋内禁煙としない施設では、

**喫煙専用室**が設けられます。\*

このことにより、たばこを吸わない方が  
受動喫煙に合う機会は大きく減少します。

## 改正法内容

- 原則屋内禁煙です。
- 喫煙専用室のある施設には、建物の出入口と喫煙専用室の出入口に標識が掲示されています。
- 20歳未満は喫煙専用室への立入は禁止です。
- 喫煙専用室には、法律上の設置基準があります。
- 義務違反者には最大50万円以下の罰金があります。



喫煙できる施設は、  
標識を掲示しています。



全ての方

**X** 喫煙専用室以外での喫煙  
**X** 標識を汚したり勝手に外す

事業主の方

**X** 喫煙専用室以外への灰皿の設置  
**X** 喫煙専用室の設置基準違反  
**X** 20歳未満の者を喫煙専用室に入れる

(\*) 法律上の要件を満たす小規模の飲食店は喫煙可能店とすることも可能。

健康増進法全般や受動喫煙対策、義務違反に関するご質問やご意見は、下記までお願いします。

佐賀県 健康増進課 健康づくり・歯科保健担当

佐賀市城内1丁目1番59号

TEL 0952-25-7075 (8:30~17:15 土日・祝日は除く)

FAX 0952-25-7268

E-mail kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

最寄りの保健福祉事務所

(佐賀中部・鳥栖・唐津・伊万里・杵藤)



健康増進法に関する詳しい情報はこちら

なくそう！望まない受動喫煙

